



平成27年12月9日

各 位

株式会社システム・テクノロジー・アイ
代表取締役社長 松 岡 秀 紀
(証券コード：2345) 東証第二部
東京都中央区築地一丁目13番14号
(お問い合わせ先) 常務執行役員管理本部長 内山 富士子
電話 03-5148-0400

商号変更、監査等委員会設置会社への移行並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年1月21日開催予定の臨時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、商号変更及び監査等委員会設置会社への移行を実施する旨を決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事の詳細につきましては、本日公表の「代表取締役の異動及び新経営体制に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 商号変更

(1) 変更の理由

当社は、「人と学びを創造し社会に貢献するリーディングカンパニー」をビジョンに掲げ、平成10年8月に最初のeラーニングスキルアップ支援ツールを発売開始いたしました。多くの人の学びのお役に立ちたいとの願いを込め製品のブランド名を「iStudy」と名付けました。

その後、数多くのお客様のご支援をいただき「iStudy」シリーズは、平成26年8月に発売開始から15周年を迎えました。当社のブランド名である「iStudy (アイスタディ)」を商号とすることにより、当社及び当社サービスの更なる認知度向上と浸透を図り、今後の事業の発展、拡大に努めます。

(2) 新商号

アイスタディ株式会社 (英文表記： iStudy Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

平成28年4月1日

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行予定日

平成28年1月21日

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①上記1の通り、商号の変更を行うものであります。
- ②上記2のために必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ③当社の親会社及び筆頭株主が株式会社ブイキューブに異動したことに伴い、同社のグループ会社と事業拠点を同一にし、当グループにおけるシナジー効果の拡大を図るため、本店所在地の変更を行うものであります。
- ④会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、所要の変更を行うものであります。なお、この責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

【別紙】変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社 システム・テクノロジー・アイと称し、英文ではSystem Technology-i Co.,Ltd. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>アイスタディ株式会社</u> と称し、英文では <u>iStudy Co.,Ltd.</u> と表示する。
第2条 条文省略	第2条 現行どおり
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。
(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 、会計監査人を置く。
第5条～第15条 条文省略	第5条～第15条 現行どおり
(員数) 第16条 当社に取締役7名以内を置く。	(員数) 第16条 当社に取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>) 7名以内を置く。
(新設)	② <u>当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
② 条文省略	② 現行どおり
(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	(任期) 第18条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第19条 取締役会は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役若干名を選定する。
(取締役会) 第20条 条文省略	(取締役会) 第20条 現行どおり

<p>② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第21条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第22条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任) 第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(監査役の報酬等) 第25条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第28条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第29条～第30条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第31条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己の株式の取得) 第33条 条文省略</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第34条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第26条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第27条～第28条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第29条 現行どおり</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第30条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第31条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> ② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得) 第32条 現行どおり</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第33条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>
--	--

(新設)	附 則 第1条 第1条及び第3条の変更は、平成28年4月1日に効力を生じる。 第2条 附則第1条は、前条の実施期日をもってこれを削除する。
------	---